

中小・中堅建設業者を対象としたリスクマネジメント推進アクションプログラムの策定

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 正会員 ○高木元也
同 正会員 中村隆宏

1. はじめに

GDPの約1割を占めわが国の基幹産業である建設業は労働災害が多く、特に中小建設業者の労働災害発生率は高い状況にある。平成20年度からスタートした厚生労働省第11次労働災害防止計画においても、建設業は重点対策業種に指定され、「中小建設業者」の労働災害防止は喫緊の課題である。

一方、近年の重大労働災害の原因の一つに危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不十分さが指摘され、今後の対策の方向には事業者の自主的なリスクマネジメントの推進が強く求められている。

しかしながら、単品受注生産で日々作業内容が変わり、多種多様な専門工事業者が混在する建設現場において、中小建設業者がリスクマネジメントを推進することは困難が予想される。このため、その推進方策を検討する必要がある。特に、中小建設業者に対し安全確保策を普及させていく仕組みを構築することは重要な課題であり、この課題を解消するには戦略的な取り組みが求められる。

そこで、中小建設業者を主会員とする建設産業団体、(社)全国建設業協会と労働安全衛生総合研究所の連携の下、労働安全衛生施策を踏まえつつ、中小・中堅建設業者の安全活動の実態調査、労働災害分析に基づく危険性・有害性の特定等を行い、それらに基づき、中小・中堅建設業者を対象としたリスクマネジメント推進アクションプログラムを策定した。

以下に、その概要を紹介する。

2. アクションプログラムの検討体制と検討経過

アクションプログラムの策定にあたっては、平成19年8月、大手・中小建設業者の安全担当責任者クラス等を構成メンバーとする検討ワーキンググループ(WG)を全国建設業協会内に設置し検討を行った。検討経過を表1に示す。

3. アクションプログラムの概要

(1) 基本事項

アクションプログラムは、平成20年度からスタートした第11次労働災害防止計画の計画目標の達成に貢

表1 WGによる検討経過

WG開催	主たる検討テーマ
第1回 8月8日	①趣旨説明 ②中小・中堅建設業者におけるリスクマネジメント等推進方策について(意見交換)
第2回 10月2日	①リスクアセスメント先進事例発表その1 ②建設業者の安全活動実態調査報告(労働安全衛生総合研究所実施、約1000社回答) ③全建会員企業対象のアンケート調査票の検討 ④中小・中堅建設業者におけるリスクマネジメント等推進方策について(意見交換)
第3回 11月12日	①リスクアセスメント先進事例発表その2 ②労働安全衛生施策について ③中小・中堅建設業者におけるリスクマネジメント等推進方策について(意見交換)
第4回 12月10日	①リスクアセスメント先進事例発表その3 ②労働災害発生状況分析(土木、建築工事等作業別等詳細分析) ③全建会員企業を対象としたアンケート調査中間報告 ④中小・中堅建設業者におけるリスクマネジメント等推進方策について(意見交換)
第5回 2月4日	①全建会員企業を対象としたアンケート調査報告 ②アクションプログラム骨子案の検討 ③具体的方策の検討
第6回 3月26日	①アクションプログラム案の検討

献することを目的に、同計画の2大基本方針1)労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進、2)重篤な労働災害を防止するための対策を柱とする。また、同計画に示されている建設業労働災害防止対策はもとより、厚生労働省「建設業における総合的労働災害防止対策」、リスクアセスメントに関する法律・指針、建設業労働災害防止協会「建設業労働災害防止規程」、国土交通省「建設工事事務事故防止のための重点対策の実施について」等、その他労働安全衛生施策の推進に努めるものとする。アクションプログラム骨子(案)を表2に示す。

(2) 目標

第11次労働災害防止計画の目標である死亡者数20%以上減、死傷者数15%減(いずれも平成24年の数値の対平成19年比)等の達成に貢献するため、以下

表2 アクションプログラム骨子(案)

中小・中堅建設業者を対象とした リスクマネジメント推進のためのアクションプログラム	
はじめに	
第1章 建設業における労働災害の発生状況等	
1. 建設労働災害発生件数の長期推移	
2. 建設業における死亡災害の発生状況	
3. 土木工事における作業別死亡災害発生状況	
4. ドラッグショベル作業による死亡災害	
5. 建築工事における作業別死亡災害発生状況	
6. 電気通信工事の作業別死亡災害発生状況	
7. リフォーム特有災害の発生状況	
8. ヒューマンエラー対策	
9. 中小建設業の労働災害発生状況	
第2章 労働安全衛生施策	
1. 第11次労働災害防止計画	
2. 厚生労働省「建設業における総合的労働災害防止対策」	
3. リスクアセスメントに関する法律、指針	
4. 建設業労働災害防止協会「建設業労働災害防止規程」	
5. 国土交通省「建設工事事故防止のための重点対策の実施について」	
6. (独)労働安全衛生総合研究所の取り組み	
第3章 中小・中堅建設業者の安全活動の実態	
1. 中小・中堅建設業者対象のアンケート調査結果	
2. リスクアセスメント先進事例	
第4章 アクションプログラム	
1. 基本的な考え方	
2. 目標	
3. 実施期間	
4. 推進体制	
5. 具体的方策	
① リスクアセスメント等の普及促進のための教育ツールの作成・普及	
② ヒューマンエラー防止対策実践教育プログラムの構築・普及(労働安全衛生総合研究所の研究成果活用)	
③ 中小企業経営者の安全意識向上に資する労働災害損失額計測手法の普及(労働安全衛生総合研究所の研究成果活用)	
④ 各種労働災害防止対策の普及	
⑤ 新たな具体的方策の検討	
おわりに	

のとおり本アクションプログラムの目標を設定する。

目標1 リスクアセスメント等の普及・定着活動推進

第11次労働災害防止計画の基本方針の一つに「労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進」が謳われ、同計画の重点対策においてもリスクアセスメントの推進(実施率の着実な向上)が掲げられているように、当面、事業場におけるリスクアセスメントの実施率の向上が重点課題である。この点を踏まえ、本アクションプログラムにおいても、リスクアセスメント等の普及・定着活動の推進を第一の目標に据える。

目標2 重篤な労働災害を防止するための対策の推進

第11次労働災害防止計画等に表示されている建設業の労働災害防止対策の普及推進に努める。

目標3 中小・中堅建設業者の実態・ニーズを踏まえた安全活動の推進

労働災害を防止するためには、建設現場の実態や、実際に建設現場に携わっている関係者のニーズを的確に把握し、課題を抽出し、解決策を立案することが重要である。建設現場の実態やニーズを踏まえ安全活動の優先順位付けを行い、効果的・効率的な安全活動を推進することが求められる。

(3) 実施期間

平成20年度～平成24年度の5カ年とする。

(4) 推進体制

a. 検討ワーキンググループの設置

アクションプログラムを実行するためには推進体制の構築が不可欠である。このアクションプログラムの策定を目的に全国建設業協会内に設置したワーキンググループを平成20年度以降も引き続き設置し、具体的方策の実施計画の作成、実施、効果の検証等を行う。

b. 全国建設業協会と労働安全衛生総合研究所との連携による推進

中小・中堅建設業者の安全活動を効果的に支援するため、労働安全衛生の各種研究成果を有する労働安全衛生総合研究所と全国建設業協会の連携を図る。

全国建設業協会が会員企業における安全活動の実態と課題、真のニーズ等を吸い上げるとともに、会員企業がもつ建設現場というフィールドを労働安全衛生総合研究所に提供する。

一方、労働安全衛生総合研究所としては、これまで研究成果の普及が十分ではないと指摘されている中小企業に対し、自らの研究成果の実証・普及、実用性の向上等を図ることができ、さらには、安全活動上の真のニーズに基づく新たな研究テーマの発掘が可能になる。会員企業数2.5万業者を有する全国建設業協会は、研究成果を普及促進する点で大きくプラスになる。

4. おわりに

本アクションプログラムに基づき、平成20年度から具体的方策を推進していく。平成20年度はリスクアセスメント普及促進等のための教育ツールとして冊子等の作成、ヒューマンエラー防止対策実践教育プログラムの策定等を行うものとする。

中小・中堅建設業者の自主的な安全活動の促進を継続的に支援することにより、建設現場の労働災害防止に努め、建設業の健全なる発展に貢献していきたい。